

# 令和6年 第6回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第6回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年 7月 1日 (月) 午前10時00分～午前10時24分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
			6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	5 番	成 田 敦 志		
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について				
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)				
日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について				
日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画 (案) について (令和6年7月4日公告予定分)				
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 皆さんおはようございます。只今から令和6年第6回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議には、5番、成田委員から欠席の届出が提出されております
- よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さんおはようございます。また先週は道内研修ということで、長谷川幹事さんをはじめ幹事の皆さん、大変ご苦労さまでした。皆さん、各々感じたところがあったかと思いますが、これからの営農に役立てて頂ければなと思っております。
- 私は知内町の担い手の活動が全町を挙げて、農業、漁業、商工業、観光と全ての部門の人が集まって担い手の連絡協議会を作っているというところに関心を持ったところでございます。
- もう7月に入って、今後、あと2週間もすると麦の収穫が始まってくるのかなと思っております。どうか皆さん怪我無く、無事収穫を終えて頂いて、実りの多い秋を迎えて頂けたらなと思っております。
- 今日は、第2班の現地確認ということで、この後、班長を初め地区担当委員からの報告があると思っておりますので、どうかよろしく願います。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、真田委員、12番、佐藤委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和6年6月3日、令和6年第5回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外12委員が出席しております。  
2番、6月7日、美瑛町農業所得税対策協議会令和5年度決算監査があり、農地部会長が出席しております。  
3番、6月12日、令和6年度美瑛町農業所得税対策協議会定期総会が開催され、会長と農地部会長が出席しております。  
4番、6月14日、美瑛町議会第4回定例会が開催され、会長が出席しております。  
5番、6月20日、令和6年度美瑛町農業振興機構第1回理事会が開催され、会長が出席しております。  
6番、6月25日から27日にかけて、農業委員道内視察研修を実施し、会長外12委員が参加しております。  
以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 次に日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第1号土地の現況証明願の交付についてでございます。農地法関係事務処理要領の規定に基づきまして、土地の現況証明願の提出のありました、XXXXXXXXXXさん外1件の証明書交付の可否について審議を求めるものでございます。  
番号1番です。番号1番は農振農用地区域外、都市計画区域内で、登記地目は田でございますが現在、田としての利用はなく、現状は宅地であり、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。今朝、現地確認を2班でして頂いて特に問題ないと思いますので長年農地の利用としてはもう何十年もしていない土地であり、それと本当に家の前であります。問題ないと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

○議 長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を■■■班長よりお願いいたします

○■■■班長 はい。今朝、現地を確認してまいりました。事務局の説明、また地区担当委員の説明のとおりです。第2班では問題なしと判断しました。以上です

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて議案第1号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番でございます。この土地は農振農用地区域外で都市計画区域外。登記地目の■■■としての利用はなく、既に倉庫等が建っております、これにつきましても地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 ただいま説明のあったとおりでございます。 さんが離農に伴い、土地等を処分する際に今まであった建物が建っていたということで、現在は畑等には使えない状態ですので非農地だと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 ありがとうございます。  
番号2番の件について、現地調査の結果を 班長よりお願いいたします。

○ 班長 はい。今朝、現地確認してまいりました。この土地は、相当昔から既に建物等が建っており、農地には使えないと判断されます。問題ないと2班では判断しました。以上です。

○ 議長 ありがとうございます。  
これより議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○ 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○ 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議長 次に日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番の件については、 番、 委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 委員の退席をお願いいたします。

【 委員退席】

議案第2号、番号1番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました譲渡人、 さん、譲受人、 さんの外2件の許可の可否について審議を求めるものでございます。

なお、議案第2号で審議頂く、この3案件につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしていると思われま

す。番号1番です。売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約9.4キロの箇所となっており、価格は10a当たり39,640円となっております。土地の詳細等につきましては、議案の2ページのほうご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局からの報告のとおりで、■■■■さんの農地処分に伴い、地続きである■■■■さんへ3条により売買するものです。条件的にも良いとは言える農地ではなく、やむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。  
■■■■委員の入場を認めます。

【■■■■委員入場】

■■■■委員にお知らせいたします。  
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番です。これにつきましても売買による所有権移転申請となっておりまして、申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約2.6キロの箇所となっており、価格は10a当たり154,761円となっております。また、譲受人につきましては新規の法人という形でございますので、別途資料のほう添付させていただいております。こちらのほうもあわせてご確認ください。土地表示等の詳細につきましては議案3ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■さんは、■■■■さんに農地を売買するというので、この土地は農振に入っていないため3条の案件となっております。何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号3番です。番号3番につきましても売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約5.1キロの箇所となっており、価格は10a当たり35,071円となっております。土地の表示等詳細につきましては議案4ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○委員 はい、これは[ ]さんの離農に伴い、売買するものであります。地目上はまだ[ ]となっておりますが、家周りの[ ]とか建っている部分に付随するものだと思います。[ ]君はお父さんの[ ]さんのところで、数年手伝っていましたが、これから[ ]等を作って規模拡大するため、施設等を増やしていく途中にあると思われます。問題ないと思われますので、ご承認をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。  
議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。農地法第4条の規定による転用許可申請のありました[ ]さん1件の許可の可否について審議を求めらるものでございます。  
番号1番、申請箇所はJR美瑛駅から[ ]に約10.9キロの箇所で、農業用倉庫建設のための転用許可申請となっております。  
申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農業振興地域の内でございますけども、現在、農用地の施設用地として申請中であり、また土地計画区域外となっております。農用地の転用は原則不許可となっておりますが農地法5条の(2)に該当する施設であり、転用の許可をすることができますとされているため転用は問題ないと認められるものでございます。詳細につきましては、議案5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。



○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■さんは、現在、耕作面積も60haを超え、機械等も大型化しており、非常に手狭なこともあり、今回申請をして倉庫を建設する計画となっております。なお本日、早朝から現地調査もしていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■班長 はい。今朝、現地調査してきました。この件につきましては事務局、また地区担当委員のほうの説明のとおりです。経営面積が大きくなり、倉庫の建設、またはその周辺の通路等も必要になると考えられ問題ないと判断しました。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和6年7月4日公告予定分の件を議題とします。  
議案第4号、番号1番から番号14番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号、農用地利用集積計画案について、令和6年第6回令和6年7月4日公告予定分となっております。  
■■■■さん外13件、改善組合了承済みから、利用権の設定等、所有権の移転4件、賃貸10件につきまして、申出がありましたので、農業経営基盤強化法附則、令和4年5月27日、

法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番と番号2番につきましては、所有地処分に伴う売買であり、番号3番と番号4番は離農に伴う所有地処分による売買です。

番号5番から番号10番につきましては、賃貸の更新です。

番号11番につきましては新規の賃貸です。

番号12番から番号14番につきましては、農業公社の事業を使うまでの賃貸借です。

以上、設定を受ける者14件10名4法人、設定をする者14件14名、田13筆121,766平米、畑69筆793,146平米、計82筆914,912平米です。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第5号、番号1番から番号14番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

**【なしの声】**

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号1番から番号14番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【挙手多数】**

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和6年、第6回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年7月1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

真 田 佳 則

美瑛町農業委員

佐 藤 千代志